

健感発 0418 第 1 号
平成 30 年 4 月 18 日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

「結核医療の基準」の一部改正について

「結核医療の基準の一部を改正する件」については、平成30年厚生労働省告示第22号をもって本年4月18日に公布され、同日から適用される場所である。同告示の概要等は下記のとおりである。

貴職におかれては、これらの内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

- 1 今般、ベダキリンが有効な抗結核薬として新たに承認されたことを受け、当該薬剤を化学療法に用いることのできる抗結核薬として位置付けること。
- 2 ベダキリンの使用方法及び使用時の留意点について、次のとおり定めることとする。
 - (1) 患者の結核菌がイソニアジド及びリファンピシンに耐性を有する場合に限って使用すること。
 - (2) ベダキリン以外の3剤以上と併用して使用することを原則とすること。
 - (3) ただし、外科的療法を実施する場合には、ベダキリン以外の1剤又は2剤と併用して使用することができること。
 - (4) また、ベダキリン以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、ベダキリン以外の1剤又は2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要すること。

第二 適用期日

平成 30 年 4 月 18 日から適用することとする。